

書類の提出に当たって

知られたくない情報があっても…

☆ 裁判所に提出した書類は、原則、相手にも開示されます。

知られたくないのであれば…

① 相手に知られたくない情報は、裁判所に提出しないでください。(※)

(※) マイナンバーは不要ですので、マイナンバーが書かれたものは提出しないでください。

② ①の情報が書かれた書類を提出する必要があるときは、その部分を黒塗りしたものをコピーするなどして、見えないようにしてください。

③ ②の処理で対応できない場合に限り、「非開示希望申出書」を付けて提出してください。

(注) 非開示希望申出書を提出しても、裁判官の判断により相手に開示されることがあります。